

施設利用に伴う注意事項について

「さぬき市移住体験ハウス」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、当面の間以下の注意事項のとおり運営しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって利用を休止する可能性があります。
- ・発熱、咳、咽頭痛など体調不良の方のご利用はできません。
(入居時に検温、移住体験ハウス利用者体調等確認票にて体調確認をさせていただきます。)
- ・外出時のマスクの着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒等感染症防止対策を徹底してください。
- ・人との間隔はできるだけ2m空ける、会話をする際は対面を避けるなど、新しい生活様式を実践してください。
- ・「3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話)」が重ならないよう、十分注意してください。
- ・他市町への移住準備等での利用はできません。
- ・利用申請時に行動予定表の提出のご協力をお願いしています。

●施設利用中、又は施設利用後に症状が出た場合

利用中に発熱や呼吸困難、倦怠感など、感染の疑われる症状が出た場合、下記のとおり受診や相談を行ってください。併せて、**必ずさぬき市政策課(087-894-1112)までご連絡ください。**

また、行動報告書の提出もお願いします。

①以下の内容に該当する方は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター(0570-087-550)(24時間対応)に御相談ください。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)や高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状のある方。
※:高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(CODP等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ・上記以外の方で、発熱や咳等、比較的軽い風邪症状が続く場合。
- ・妊婦の方:重症化しやすい方と同様に早めに相談してください。

②上記①にあてはまらない場合は、まずは最寄りの医療機関に電話にてご相談ください。

③利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。



お問い合わせ先(移住担当窓口)

〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 8(さぬき市役所本庁舎 3階)

さぬき市役所 総務部政策課 電話:087-894-1112 (平日のみ 午前8時30分~午後5時15分)

FAX:087-894-4440 Mail:seisaku@city.sanuki.lg.jp